

平成 29 年度 川崎町社会福祉協議会 事業計画(案)

基本方針

私たちを取り巻く環境は、急速な少子高齢化や社会環境の変化、生活困窮や社会的孤立など地域が抱える課題が多様化する中で、地域での支え合いや繋がりといった「地域の力」が重要となっています。

このような状況の中、社会福祉協議会の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、公的サービスの充実のみならず、行政や関係機関、様々な団体等と連携を図り、地域の方々と協働しながら地域福祉の向上に努めてまいります。

29 年度は、町の「地域福祉計画」に沿った「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の皆さんと一緒に福祉課題の解決に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

また、日常生活支援総合事業においては、地域包括と連携し地域での支え合い活動の展開が図られるよう取り組んでいきます。

重点事業

1. 地域福祉活動計画の策定

28 年度において、町では「地域福祉計画」を策定し 29 年度より実施することになっており、それに合わせた「地域福祉活動計画」の策定にあたり、策定委員会を設置し、地域住民と関係機関・団体・社会福祉事業者、行政と連携し地域の課題を解決していく支え合いの仕組みづくりを進めていきます。また、概要版を作成し、住民の皆さんへ周知し理解の啓発に努めます。

2. ふれあいネットワーク事業の推進

高齢者等が日常生活をする上で困りごとが起きた場合、地域の皆さんで支え合い・助け合いながら支援していく生活支援（ゴミだしや掃除など）の活動を提供することにより、その方が安心して暮らすことができる町づくりを目的に事業の展開を図っていきます。

3. 地域福祉ネットワークづくりと地域福祉活動の充実

地域におけるニーズや福祉課題の把握に努めながら地域内や各関係機関とのネットワークを強化し、地域の自助・互助による「お互いさま」の相互扶助による活動の推進や、一人暮らし高齢者等を支える事業及び認知症高齢者等支

援など、地域包括と連携し「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取り組みの充実を図ります。

4. 組織基盤の強化

社会福祉法人制度の改革にあたり、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上など大幅な改革が施行されることにより、本会においても組織体制の整備に努めます。また、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務が課せられ、今後は他の社会福祉法人と情報を交換しながら協働した取り組みを強化してまいります。

【平成 29 年度実施事業】

I. 地域福祉の推進

地域で安心した生活を営むために、地域での支え合いづくりの意識を広め、お互いの顔が見える人間関係づくりや、様々な関係機関・団体等、横のつながりを構築しながら地域に密着した事業が図れるよう努めてまいります。

1. 地域福祉推進事業

1) 地域福祉ネットワーク事業

地域住民と関係機関・ボランティア団体等の協働による支え合い事業の推進を目的にネットワークの構築を図り、様々な事業へ協力をもらえる様な体制づくりを推進していきます。

- ①ケアネット活動の推進（隨時）
- ②ボランティアフェスティバルの開催（年 1 回）
- ③サロン活動の推進…地域との交流や生きがいづくり（隨時相談）、友の会での活動（月 1 回）
- ④防災福祉マップ作成事業…自主防災組織活動の一環として開催（各地区）
- ⑤災害時要援護者マップ作成・把握（民生委員と連携）
- ⑥安心カードの作成・配布…一人暮らし高齢者等（民生委員と連携）
- ⑦男の料理教室の開催（年 4 回）
- ⑧認知症サポーター養成・キャラバンメイト・認知症講座への協力支援…地域包括と連携しながら開催（年間計画）
- ⑨社協広報誌の発行（年 4 回）
- ⑩社協ホームページの更新・情報発信（隨時）
- ⑪コミュニケーション麻雀の出前講座…サロン開催時のコミュニケーションのツールとして活用してもらうことを目的に講座の開催（隨時）
- ⑫ふれあいネットワーク事業…一人暮らし高齢者等が日常生活をしていく中で困りごとがあった際、住民主体活動として住民相互の支え合いによる生活支援活動を行う事を目的に、ふれあいネットワーク事業運営委員会を設置し実施。

2) ボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティアに関する各種相談、活動調整、ボランティア団体等との連携、情報発信提供、人材育成など、ボランティア活動の基盤整備を図りながら事業の展開に努めます。また、災害時においての災害ボランティアセンター運営や、災害時の支援体制（県内社協災害時協定の締結）の強化を図ります。

- ①ボランティア団体等の調査・情報提供

- ②ボランティア登録と斡旋（隨時）
- ③ボランティア保険受付（隨時）
- ④ボランティア活動連絡・調整（隨時）
- ⑤有償ボランティア活動連絡・調整（隨時）
- ⑥NPO・ボランティア団体等情報交換会の開催
- ⑦ボランティアに関する講座・研修会の開催
- ⑧災害ボランティア運営協定による支援…県社協、仙台都市圏域、県南地域社協との協定
- ⑨災害時におけるネットワークの構築及び、災害ボランティアセンター運営（災害発生時）
- ⑩災害に関する研修会の開催（年1回）
- ⑪仙南地区社会福祉協議会連絡会運営による近隣社協との連携
- ⑫被災地活動ボランティア団体への支援協力

3) 福祉教育推進事業

「ふだんの くらしの しあわせ」とは、何か？障がいのある方々や高齢者など、様々な出会い・ふれあいを通し、関わりを大切にし「思いやりの気持ち・気づき」を育みながら福祉体験や交流会を通じ、福祉についての理解と福祉意欲の高揚、ボランティア育成を図ることを目的に事業の展開に努めます。

- ①キャップハンディ体験（各小中学校にて隨時開催）
- ②キャップハンディグッズ・レクリエーショングッズの貸出し（隨時）
- ③福祉体験学習の開催（年2回）
- ④福祉教育推進事業（町内小中学校へ助成）
- ⑤防災・福祉教育出前講座…防災・福祉に関することなど、地域や学校へ出向き講座を開催（隨時相談）
- ⑥ボランティアサマーフェスタ参加…中・高生を対象に、ボランティア活動として協力をいただく。（年1回）
- ⑦スノーバスター活動…中・高生を対象とした雪かきボランティア活動の育成（1月～3月）
- ⑧川崎町デイサービスセンター利用者との交流（隨時相談）
- ⑨世代間交流事業…地域住民、学校との連携、交流を図る（隨時相談）

4) 見守り支援ネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、地域の中の生活課題や福祉ニーズを把握すると共に解決できる体制づくりを行えるよう、民生委員や地域包括センターと連携し、ネットワーク事業の展開に努め

ます。

- ①民生児童委員活動の推進と連携の強化
- ②民生児童委員・小中高等学校・警察連絡会議の開催（年1回）
- ③児童遊園遊具等危険箇所調査…児童福祉部会で実施（年1回）
- ④小中学校朝の声がけ運動（毎月20日）
- ⑤高齢者地域見守りネットワークへの支援
- ⑥子ども見守り事業…新入学児童へ防犯ブザーの配布。熊除け鈴の配布

5) 地域福祉型福祉サービス事業

生活上の困りごとや、ニーズに対応するため、公的な制度では補えない制度の狭間において支援が出来るよう、事業の企画推進を図ります。

- ①介護機器の貸出し…介護保険外サービスとして車イスと補聴器を無料で短期貸出し（随時受付）
- ②有償ボランティア活動（ケアネット活動）…一人暮らし高齢者等へ、掃除や、整理整頓、草むしり等、有償でボランティア活動を行う。（随時）
- ③高齢者世帯等スノーバスターズ…中高生を対象とした、雪かきボランティア活動（1月～3月）
- ④善意銀行（金銭・物品）の預託と払出…町民の皆さんによる善意の預託と払出を行う（随時受付）
- ⑤レクリエーショングッズ・テント等社協物品の貸出し…レクリエーショングッズ、キャップハンディ体験グッズ、テント等の貸出し（随時受付）

6) 町受託事業

町受託事業の在宅福祉サービスの充実を図ります。また、放課後児童教室の運営（4教室）にでは、児童の健全育成の場を提供し、子どもから高齢者まで幅広い事業の展開を図ります。

- ①福祉有償移送サービス【概要 11P】…車イスの方や、寝たきりの方を対象とした、通院や入退院時の移送を行います。（月～金 実施）
- ②配食サービス【概要 12P】…一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、昼・夕の弁当の配達を行います。弁当箱の回収時には見守りも行います。（月～金 実施）
- ③川崎町放課後児童教室の運営【概要 13P】…子ども・子育て支援法の施行により、利用対象児童が6年生まで拡大され、利用児童が増加傾向にあり、教室の充実運営に努めます。
4教室（川崎・今宿・碁石・前川）運営（月～金、月1回土曜日開室、夏休み・冬休み等1日開室）

7) 当事者等支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯等、当事者への支援を図りながら、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指した地域福祉の向上に努めます。

- ①一人暮らし高齢者支援…ほのぼの会の開催（年1回）、ほのぼの会食会の開催（年1回）、お茶っこ飲み会の開催（月1回）、安心カードの配布（随時）、非常持ち出し袋の配布（70歳の一人暮らし高齢者を対象）、スノーバスター活動（1月～3月）
- ②在宅介護者への支援…在宅介護者リフレッシュ事業（年1回）
- ③交通海難労災遺児への支援…交通海難労災遺児支援事業（年1回）
- ④当事者団体支援…しう連協団体「福祉のつどい」支援（年1回）
- ⑤青少年健全育成対策事業…小中学校特別支援学級への支援
- ⑥火災等災害見舞事業…善意銀行より寝具類の提供、見舞金の支給（随時）
- ⑦生活困窮者への支援…善意銀行より食料品の提供（随時）、フードバンクより食料品等の提供・管理（随時）
- ⑧法外支援在宅サービス…公的制度に該当しない利用者に対して、柔軟にサービスを提供（随時相談）

8) 共同募金委員会事業

赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動などの募金運動の啓発と共に、募金活動の展開を図ります。また、募金実績によって配分される共同募金配分金により地域福祉の向上を図ります。

- ①赤い羽根運動の実施（10月～12月）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～31日）
- ③配分調整…配分申請受付、連絡調整を行います。（行政区やボランティア団体等へ周知）
- ④配分調査委員会・配分委員会の開催（年2回）
- ⑤災害義援金受付窓口（災害発生時）
- ⑥小規模災害見舞…火災や天災による家屋の損壊に応じて見舞金を支給（随時）

9) 福祉関係機関・団体との連携

様々な福祉団体と連携し地域福祉の向上を図る。また、福祉団体の事務局も担い、団体活動の支援と育成に努めます。

- ①民生児童委員協議会の運営支援（事務局）
- ②川崎町ボランティア友の会の運営支援（事務局）
- ③川崎町身体しうがい者福祉協会の運営支援（事務局）

- ④川崎町遺族会の運営支援（事務局）
- ⑤宮城県身体障害者福祉協会仙南地方連絡協議会活動支援
- ⑥心身障害児者親の会への支援
- ⑦母子福祉会への支援
- ⑧保護司会・更生女性部への支援
- ⑨他ボランティア団体等への支援協力
- ⑩川崎町老人クラブ連合会への協力…シルバースポーツ大会協力
- ⑪ふれあいネットワーク事業運営委員会（事務局）

10) 調査研究事業

地域での課題やニーズの掘り起こし等、地域の実情を把握するため調査を行い、地域福祉の推進を図ります。

- ①地域福祉活動計画に関するニーズ調査
- ②要援護者調査
- ③ボランティア団体調査

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）

認知症などにより判断能力が不十分な方に対し、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活ができるよう支援を行います。

- ①生活支援員活動支援（2名）
- ②仙南地域福祉サポートセンターとの連携

2) 生活相談運営事業

誰もが気軽に来所できる心配事相談所として、住民の様々な生活相談に応じ、身近な相談窓口に努めます。

- ①各種相談員との連携
- ②生活相談所の開設…毎週水曜日開設（要予約制）生活相談員3名による相談窓口

3) 法人後見事業

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の保護と権利を守るため、成年後見制度の普及、推進を図ります。

- ①成年後見制度の推進…現在2名を受任し生活支援をしています。
- ②成年後見の適正な運営
- ③地域包括支援センター・保健福祉課との連携

4) 各種福祉資金の貸付事業

低所得世帯や、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進のために、安定した生活が図られることを支援するため、必要な資金の貸付を行います。

- ①生活安定資金貸付…川崎町社会福祉協議会での貸付（随時）
- ②生活福祉資金貸付…宮城県社会福祉協議会での貸付・相談受付窓口を行います。（随時）
- ③生活福祉資金調査委員会の開催（年1回）
- ④民生委員との連携強化

5) 苦情受付・解決窓口の開設

苦情解決の責任者及び受付担当者を置き、中立公正な第三者委員とともに、提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めます。

- ①苦情解決窓口の実施（随時）
- ②第三者委員の設置…第三者委員2名

II. 在宅福祉サービスの推進

介護や医療を必要とする状態となつても、住み慣れた地域（生活の場）で介護を受けたい、療養をしたいという方の意向を最大限尊重できる体制の一翼を担い、利用者主体の介護サービスの提供に向けて、事業所としての専門性や資質の向上に努め、主治医や医療系サービスとの連携を図ります。

1. 介護保険事業の推進

1) 居宅介護支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

※詳細は、15P～17P参照

2) 訪問介護・予防訪問介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

※詳細は、18P～20P参照

3) 通所介護・予防通所介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、必要な日常生活上の介護や機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を援助します。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図りながらサービスの提供を行います。

※詳細は、21P～24P 参照

III. 法人運営体制の整備

社会福祉法人制度改革にあたり、組織全体の管理や規程整備を行い、組織運営の透明性を図り、組織の管理運営に努めます。

1. 社協基盤の充実・強化

1) 社協組織の強化

組織体制の整備や、経営管理を行い安定的な財源の確保を目指すため、自主財源の確保と法人運営の適正化を図っていきます。また、地域福祉活動計画の策定にあたり、概要版を作成し、住民への理解啓発に努めます。

- ①理事会・評議員会の開催…理事会（年4回）評議員会（年3回）
- ②評議員選任解任委員会の開催
- ③税理士による外部監査・月次監査（月1回）
- ④社協会費の加入推進…一般会費1,000円、賛助会費3,000円（一口）
- ⑤介護保険事業の安定的経営
- ⑥月次業務報告による経営状況把握及び改善
- ⑦介護サービス情報公表制度による公表
- ⑧社会福祉充実計画の作成
- ⑨地域福祉活動計画の策定…策定委員会の開催

2) 職員体制の整備と資質向上

社会福祉の専門職としての資格取得を促進し、専門性を高めるなど資質の向上を図り、業務に反映するとともに将来的にやりがいの持てる職場づくりを目指します。

- ①各種研修会への参加…業務別に積極的に研修会へ参加
- ②社協ミーティングの開催…外部講師による研修や、グループワークによる勉強会
- ③安心安全なサービス提供体制…リスクマネジメントの推進、業務マニュアルの改善
- ④職員の資格取得の促進…介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士などの資格取得の推奨